

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業	
発 注 課	都市局市街地整備部住宅課	
選 定 事 業 者	一般社団法人 北海道建築技術協会	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>本業務は、既存集合住宅からのCO2削減を図ることを目的とし、集合住宅の所有者等に対し、外断熱改修に関する専門的な知識を有する者（以下「コンサルタント」という。）を派遣し、省エネ診断、改修工事に向けた助言や提案を行うものである。</p> <p>コンサルタントが適切な助言や提案を行うには、建築設計に関する知識のほか、省エネ住宅に関する学術的な知識や、住宅等の温熱環境要件に関して高度な専門的知識が必要である。また、マンションの外断熱改修に関する知見を持ち、これの設計及び施工方法等を提案できる高い技術力も必要である。</p> <p>一般社団法人北海道建築技術協会は、北海道における建築物の省エネルギー化を図るため、高断熱・高气密住宅の建築技術に関する調査や研究に取り組んでおり、住宅等の温熱環境条件に関して高度な専門知識を有し、効果的な設計、精度の高い施工方法等を指導できる技術者の資格であるBIS※の唯一の認定機関である。また、マンションの外断熱改修に向けた講習会や情報提供、コーディネーターの派遣等を実施している団体である。</p> <p>以上のことから、一般社団法人北海道建築技術協会は、本業務を受注するにあたり必要な専門的知識・技術等を有し、複数の能力を満たす唯一の事業者である。</p> <p>※BIS・・・北国にふさわしい温熱環境要件を備えた住宅等の普及をはかるため、北海道が独自に創設した資格制度により認定、登録している技術者のこと</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
決 定 日	令和6年7月11日	